

【別紙】

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令案への御意見とそれに対する考え方

該当箇所	意見内容	理由	考え方	意見提出者の所属
不明	<p>今回の改正には強く反対します。構造改革特区の制度によって足枷となる規制は廃止するという短絡的思想が定着し、その事により弊害を受ける者についての救済策が蔑にされ、改革に追従すべき」との異なる価値観に対する一方的な変革を強要される弱者が増大した事は否めず、結果、現在の格差社会を生み出したものであって、この悪しき制度の延命は不安定な現状の日本をさらに破綻に向かわせるものであります。</p>	-	<p>構造改革特別区域計画の認定申請期限を延長する「構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成19年法律第14号)」については、既に第166回通常国会において成立しており、当該ご意見については、今回の構造改革特別区域法施行令の改正案とは直接関係しないため、対応しかねます。</p>	不明
提案の募集に係る手続き	<p>提案募集は、原則として毎年度2回、行うこととすべきである。</p>	<p>特区法が延長され、規制改革会議や地方分権改革推進委員会も新たに活動を始め、特区はこれら規制改革や地方分権の議論の先兵としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p>そうした矢先に、これまで毎年度2回続けられてきた提案募集を「少なくとも毎年度1回」と政令に書き込むことは、これまでの政府の姿勢を後退させるかの印象を与える。特区の提案は、実現率は低下しているが提案そのものは横ばいであり、実現率が高まればさらに提案も増える可能性が高い。</p> <p>よって、政令では「原則として毎年度2回」と書くことで政府の姿勢が変わらないことを明らかにし、制度の再活性化を図るべきである。</p> <p>仮に、5年後で特区制度が終了するとした場合でも、そのような決定を明らかにした上で最終年度の秋の募集をとりやめれば済むことであり、それを見越して今から政令に「年1回以上」と書く必要はない。</p>	<p>提案募集については、これまで閣議決定である構造改革特別区域基本方針(以下「基本方針」という)に基づき行ってきたものを、この度の法改正により構造改革特別区域法(以下「特区法」という)に根拠を置き、定期的に行うものとされたところです。</p> <p>提案募集の頻度については、従来から基本方針により年2回行うことを定めているところ、今年度の基本方針に2回行う旨を明記しております。また、御指摘のとおり、今回の制度見直しを踏まえ以前にも増して積極的に提案の募集やその実現に取り組んでいくこととしております。</p> <p>一方、今回の構造改革特別区域法施行令の改正案は、特区法に規定された内閣総理大臣が行う提案募集の手続を定めるものですが、5年後の特区制度見直しの時期には年度内に2回募集が行えないこと等が考えられるところです。</p> <p>このため、手続の大枠を定める政令としては、「少なくとも毎年度1回」と規定することとしているものであり、御理解願いたいと思います。</p>	公益法人